



前川東小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

川口市立前川東小学校
いじめ問題対策委員会

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

「いじめはどの児童にも起こりうる」という認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、迅速で組織的な対応に全力で取り組みます

未然防止

日々の教育活動の充実

- ①教師の言動・姿勢の振り返り
- ②児童が安心して学校生活を送れる学級づくり
- ③「学ぶ喜びを味わわせる」授業の推進
- ④保護者同士のネットワークづくり
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめの防止
- ⑥感染症等の拡大にかかわるいじめの防止

- 規律正しい態度の育成
- いじめを容認させない風土づくり
- 『川口の元気いじめゼロサミット』
- 『ライフスキルかわぐち』活用
- 人権感覚の育成

早期発見

迅速で組織的な対応

- いじめ問題対策委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・いじめ対応教員・各学年生徒指導担当・養護教諭等）
- ①なかよしアンケートの実施（毎月）
 - ②担任による全児童との二者面談（9月）
 - ③教育相談日・個人面談による保護者との面談
 - ④「教職員用いじめ発見のチェックシート」活用
 - ⑤校内体制の確立・改善 ※早期発見が重要です。お子様の様子で気になることがあれば、学校に連絡をお願いします。

- いじめを積極的に認知する。
- 児童の変化や危険信号を見逃さない。
- 児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- いじめを訴えやすい体制を整備する。

対処

適切な指導の徹底

- ①いじめている児童への指導
- ②いじめられている児童への支援
- ③周りではやし立てる児童への対応
- ④見て見ぬふりをする児童への対応
- ⑤学級全体への対応
- ⑥他校との連携

- 速やかに組織的に対応
- 被害児童を守り通す
- 毅然とした態度での指導
- 教職員全員の共通理解
- 保護者の協力
- 関係機関・専門機関との連携

〈参考資料〉

- ①学校いじめ防止基本方針・前川東小学校
- ②川口市いじめ防止等のための基本的な方針
- ③いじめ防止対策推進法

対処が終わっても継続して観察を続けます

- ①いじめに係る行為が止むまで（最低3ヶ月）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じなくなるまで（個別面談）
- ③「解消している」状態でも日常的に見守っていく

